

文化活動支援助成事業実施規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「財団」という。）は、沖縄県の文化の振興を図るとともに多様な文化の創出を図るため、県内の文化団体が実施する文化活動に対して、予算の範囲内で助成するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「文化活動」とは、文化団体等が実施するもので、次に掲げる分野における活動をいう。ただし、宗教的・政治的または営利を主目的とするものは除く。

- (1) 美術（絵画、彫刻、美術工芸、書、写真、デザイン、その他）
- (2) 音楽（琉球古典音楽、琉球民謡、邦楽、洋楽、その他）
- (3) 演劇（伝統演劇、現代演劇、音楽劇、舞踊劇、その他）
- (4) 文学（小説、戯曲、詩歌等）
- (5) 舞踊（琉球舞踊、邦舞、洋舞、その他）
- (6) 映画
- (7) 生活文化（沖縄の衣食住に関するもの、囲碁、将棋、茶道、華道、その他）
- (8) 民俗芸能（エイサー、獅子舞、棒術、その他）
- (9) その他（県民文化の振興、創造に寄与するもの）

(助成事業の種類)

第3条 文化活動支援助成事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自主企画・成果発表事業
- (2) 芸術文化派遣・招へい事業
- (3) 芸術文化普及事業
- (4) その他本規程に合致すると認められる事業

(助成対象団体)

第4条 この助成金の交付対象となる団体は、沖縄県内に活動の本拠を有する文化団体等で、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 文化団体等は、規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 文化団体等は、一定の活動実績を有すること。ただし、発足後間もない団体については、今後の活動計画が定まっていること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、次の団体は対象としない。
 - ア 地方公共団体および地方公共団体を構成員とする実行委員会
 - イ 文化施設の運営を目的とする団体
 - ウ 営利団体
 - エ 学校の文化サークル
 - オ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体

(助成事業の対象事業及び対象経費等)

第5条 この助成金の対象事業、対象経費及び助成金額等は、別記のとおりとする。

(助成回数の制限)

第6条 助成金の交付を受けた団体に対し、補助回数の制限は設けないものとする。ただし、3年連続して補助金の交付を受けることはできないものとする。また、同一年度内における助成金交付申請は、1団体1事業までとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、所定の期日までに、財団に提出するものとする。

(文化活動支援助成事業審査委員会の設置)

第8条 財団は、助成事業の適正な運営を図るため、文化活動支援助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

(助成金の交付の決定及び通知)

第9条 財団は、第7条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、審査委員会の審査に基づいて財団が交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付条件)

第10条 財団は、助成金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(計画の中止または取り消し)

第11条 第9条の規定により通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）を中止する場合は、速やかに助成事業計画中止申請書（様式第3号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(事業計画の変更)

第12条 助成団体等は、事業計画に変更が生じたときは、速やかに助成事業変更承認申請書（様式第4号）を財団に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 財団は、前項の変更承認をする場合は、助成団体に対し、助成事業変更承認書（様式第5号）により通知する。

3 財団は、変更承認をするにあたり、助成金の交付目的を達成するために必要がある時は、条件を付することができる。

(助成事業の調査及び検査)

第13条 財団は、助成金の交付目的を達成するために必要と認めるときは、助成事業の遂行状況を調査し、帳簿及び関係書類等を検査することができるものとする。

(実績報告)

第14条 助成団体は、事業終了後30日以内、3月10日以降に完了する事業については4月10日までに、助成事業実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、財団に提出するものとする。

(助成金の額の確定及び通知)

第15条 財団は、助成事業実績報告書の提出があったときは、その内容を精査の上、助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第7号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第16条 助成団体は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、助成金交付請求書（様式第8号）を財団に提出するものとする。

(助成金の交付)

第17条 財団は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、助成団体に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の取消および返還)

第18条 財団は、助成団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を、事業の目的以外に使用したと認められるとき
- (2) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき
- (3) 事業の実施について理事長が指示した事項に従わないとき
- (4) 必要な書類の提出がなされないとき

(帳簿及び証拠書類の保管)

第19条 助成団体は、助成対象事業に係るべき費用の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、事業完了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29年 12月 5日から施行する。この規程の施行により旧規程（平成6年6月3日施行）を廃止する。

自主企画・成果発表事業

1 助成対象事業

当事業は、以下に該当する事業を助成対象とする。

(1) 自主企画型

県内の文化団体が県内で行う自主企画による公演・展示事業で、県民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業。

(2) 成果発表型

県内の文化団体が自ら主催し、日頃の文化活動や練習の成果を県内において広く県民に発表又は公開する事業で、文化振興に寄与する事業。

(3) 対象外事業

①専ら販売（営利）を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業

②営利、チャリティーを主たる目的とする事業

③学校教育上の文化行事

④国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業

⑤事業の鑑賞者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業

（例：同窓会事業やそれに類する事業、芸術鑑賞団体やそれに類する団体が実施する事業）

⑥外部の団体等が大部分を制作する事業又は外部の団体等が企画・制作した事業の買い取りや招聘を中心とする事業

2 対象外経費

(1) 備品・事務器機の購入費

(2) 印紙代・振込手数料

(3) 電話・ファックス・電子メール代

(4) 交際費・接待費・飲食費

(5) 予備費

(6) レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費

(7) 事業外の練習に係る稽古場費等

(8) 記念品・贈答品代・各個人への支給品

3 助成金の額

助成対象経費から、下記の収入を控除した額で、財団の定める額。ただし、上限50万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）

(2) 参加料・出展料等収入

(3) 協賛金収入

(4) 広告料収入

(5) 関連団体からの補助金及び負担金等収入

別記 2

芸術文化派遣・招へい事業

1 助成対象事業

当事業は、以下に該当する事業を助成対象とする。

(1) 派遣型

県内の文化団体が県外または海外における催し等で公演等を行い、文化の発信と交流を図る事業のために派遣する事業。

(2) 招へい型

文化活動を行うに当たり、文化団体のレベルアップのために指導者等を招へいする事業

(3) 対象外事業

①専ら販売（営利）を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業

②営利、チャリティーを主たる目的とする事業

③国又は県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業

2 対象外経費

(1) 備品・事務器機の購入費

(2) 印紙代・振込手数料

(3) 電話・ファックス・電子メール代

(4) 交際費・接待費・飲食費

(5) 予備費

(6) レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費

(7) 事業外の練習に係る稽古場費等

(8) 記念品・贈答品代・各個人への支給品

3 助成金の額

助成対象経費から、下記の収入を控除した額で、財団の定める額。ただし、上限50万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）

(2) 参加料収入

(3) 協賛金収入

(4) 広告料収入

(5) 市町村又は関連団体からの補助金及び負担金等収入

芸術文化普及事業

1 助成対象事業

当事業は、以下に該当する事業を助成対象とする。

(1) 体験型

県内の文化団体等が行う芸術文化を普及する活動で、県民が芸術文化を体験・学習できる事業。

(2) 訪問型

児童生徒又は日ごろ公演等の会場まで行けない施設入所者等を対象にしたアウトリーチ活動が加味される事業。

(3) 対象外事業

①専ら販売（営利）を目的とした出版物、電子記録物を作成する事業

②営利、チャリティーを主たる目的とする事業

③国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業

④対象者が固定化している事業

2 対象外経費

(1) 備品・事務器機の購入費

(2) 印紙代・振込手数料

(3) 電話・ファックス・電子メール代

(4) 交際費・接待費・飲食費

(5) 予備費

(6) レセプション・パーティー・打ち上げに係る経費

(7) 事業外の練習に係る稽古場費等

(8) 記念品・贈答品代・各個人への支給品

3 助成金の額

助成対象経費（申請団体が負担したものに限る。）から、下記の収入（申請団体の収入に限る。）を控除した額で、財団の定める額。ただし、上限50万円とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）

(2) 参加料及び受講料収入

(3) 協賛金収入

(4) 広告料収入

(5) 施設等からの謝礼金収入

(6) 関連団体からの補助金及び負担金等収入